

河合町議会会議録

令和 8 年 3 月 18 日 開会

河合町議会

令和8年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

第 4 号 （3月18日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○出席説明員	2
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○委員長報告	3
○議案第7号、議案第17号、議案第19号から議案第20号、議案第22号、議案第24号の委員長報告、討論、採決	4
○議案第8号から議案第10号、議案第18号、議案第21号、議案第23号、議案第25号の委員長報告、討論、採決	8
○議案第11号から議案第16号の委員長報告、討論、採決	13
○同意第1号の採決	23
○同意第2号の採決	24
○同意第3号の上程、説明、採決	24
○議員発議第1号の上程、説明、討論、採決	25
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	26
○新旧副町長挨拶	26
○閉会の宣告	28
○署名議員	29

令和 8 年 3 月 1 8 日（水曜日）

（ 第 4 号 ）

令和8年第1回（3月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和8年3月18日（水）午前10時00分開議

- | | | |
|-------|---------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 7 号 | 令和7年度河合町一般会計補正予算について |
| 日程第 2 | 議案第17号 | 河合町子どもの未来応援基金条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第19号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第20号 | 職員の旅費に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第22号 | 河合町立体育館使用条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第24号 | 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 8 号 | 令和7年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第 8 | 議案第 9 号 | 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第 9 | 議案第10号 | 令和7年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について |
| 日程第10 | 議案第18号 | 河合町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例の全部改正について |
| 日程第11 | 議案第21号 | 河合町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第23号 | 河合町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第25号 | 工事請負契約の変更契約の締結について |
| 日程第14 | 議案第11号 | 令和8年度河合町一般会計予算について（別冊） |
| 日程第15 | 議案第12号 | 令和8年度河合町国民健康保険特別会計予算について（別冊） |
| 日程第16 | 議案第13号 | 令和8年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（別冊） |
| 日程第17 | 議案第14号 | 令和8年度河合町介護保険特別会計予算について（別冊） |
| 日程第18 | 議案第15号 | 令和8年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について（別冊） |
| 日程第19 | 議案第16号 | 令和8年度河合町下水道事業会計予算について（別冊） |
| 日程第20 | 同意第 1 号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第21 | 同意第 2 号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |

日程第 2 2 同意第 3 号 副町長の選任について

日程第 2 3 議員発議第 1 号 河合町議会基本条例の一部改正について

日程第 2 4 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 4 まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	杵 本 貴 司	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	10 番	馬 場 千恵子
11 番	岡 田 康 則	12 番	疋 田 俊 文

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	佐 藤 壮 浩
教 育 長	上 村 欣 也	総 務 部 長	小 野 雄一郎
福 祉 部 長	浦 達 三	生活環境部長	佐 藤 桂 三
まちづくり 推進部長	中 島 照 仁	教育振興部長	中 尾 勝 人
生活環境部長 次	森 川 泰 典	総 務 課 長	西 村 直 貴
財 政 課 長	松 本 武 彦		

会議に従事した事務局職員

局 長	高 根 亜 紀	主 事	平 井 貴 之
-----	---------	-----	---------

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。令和8年第1回定例会を再開いたします。

本日の定例会は録画配信を実施いたします。その際、傍聴者も撮影映像に入る場合がありますので、ご了承を願いたいと思います。

◎委員長報告

○議長（疋田俊文） 本日は議会運営委員会を開催していただいておりますので、佐藤利治議会運営委員長より報告願います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤利治委員長。

○4番（佐藤利治） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

本日の議事日程につきましては、総務文教常任委員会で審議されました議案第7号、第17号、第19号、第20号、第22号、第24号。

厚生建設常任委員会で審議されました議案第8号、第9号、第10号、第18号、第21号、第23号、第25号。

予算審査特別委員会で審議されました議案第11号から第16号。

人事案件であります同意第1号、第2号を審議し、次に、追加議案の同意第3号、その後、議員発議第1号を審議いたします。

また、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査が上程され、逐条審議いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたします。

◎議案第7号、議案第17号、議案第19号から議案第20号、議案第22号、議案第24号の委員長報告、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第1、議案第7号、日程第2、議案第17号、日程第3、議案第19号、日程第4、議案第20号、日程第5、議案第22号、日程第6、議案第24号を総務文教常任委員会に付託しておりますので、中山義英総務文教常任委員長より報告求めます。

○5番(中山義英) 議長。

○議長(疋田俊文) 中山委員長。

○5番(中山義英) それでは、総務文教常任委員会の結果を報告いたします。

去る3月4日の本会議において、当委員会に付託されました議案第7号、第17号、第19号、第20号、第22号、第24号について、3月9日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第7号 令和7年度河合町一般会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

災害対策費では、備品の購入数や配置等についての質疑があり、組立て式簡易ベッド360台、マット式簡易ベッド330台、パーティション30台を購入し、町立体育館、第一小学校及び第二小学校の体育館での使用を予定していること、財源としては地域未来交付金を活用するとの答弁がありました。

また、中学校施設整備費では、第二中学校の屋上防水、外壁改修工事の工法や期間について質疑があり、一番北側の棟を塗膜防水工事により改修し、令和8年度に完了予定との答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は2名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第17号 河合町子どもの未来応援基金条例の制定については、理事者より説明

を受けました。

本条例による基金の運用等について質疑があり、本町に居住されていた方からの遺贈による寄附であるため、その遺志に沿った事業に活用し、運用については、銀行への定期預金のほか、地方債による運用も想定しているとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第19号の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

報酬額を引き上げる根拠等について質疑があり、国からの指針を踏まえ、近隣3町及び類似団体の報酬額を参考に、近年の自然災害の激甚化、頻発化に対応する消防団の役割の多様化に備えていくためとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第20号 職員の旅費に関する条例等の一部改正については、理事者より、デジタル化の進展や料金体系の多様化といった社会情勢の変化等に対応するとともに、支給対象の見直しを行うほか、適正な支出を確保することを目的としているとの説明を受けました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第22号 河合町立体育館使用条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

バドミントンコートの利用者について質疑があり、現在、2つの団体が町立体育館で活動しており、その使用区分を設けるためとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第24号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

今回の補償基礎額の引上げについての根拠と時期について質疑があり、国の法改正に伴う条例改正で、ほかの市町村も同時期で引上げしているとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第7号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第7号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第7号 令和7年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

議案第17号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第17号 河合町子どもの未来応援基金条例の制定については可決されました。

議案第19号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第19号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第19号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については可決されました。

議案第20号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第20号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第20号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第20号 職員の旅費に関する条例等の一部改正については可決されました。

議案第22号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第22号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第22号 河合町立体育館使用条例の一部改正については可決されました。

議案第24号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第24号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第24号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第24号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については可決されました。

◎議案第 8 号から議案第 10 号、議案第 18 号、議案第 21 号、議案第

23 号、議案第 25 号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第 7、議案第 8 号、日程第 8、議案第 9 号、日程第 9、議案第 10 号、日程第 10、議案第 18 号、日程第 11、議案第 21 号、日程第 12、議案第 23 号、日程第 13、議案第 25 号を厚生建設常任委員会に付託しておりますので、長谷川伸一厚生建設常任委員長より報告求めます。

○7 番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川委員長。

○7 番（長谷川伸一） 厚生建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る 3 月 4 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 8 号、第 9 号、第 10 号、第 18 号、第 21 号、第 23 号、第 25 号について、3 月 9 日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第 8 号 令和 7 年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

医療給付費が増加した要因について質疑があり、精神に係る医療費が高額になったことに伴い、特別調整交付金 381 万 1,000 円が交付されたとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第 9 号 令和 7 年度河合町介護保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

介護給付費の減額が多い要因について質疑があり、介護保険は 3 年計画で、現在、第 9 期計画となり、6 年度から 3 年間の予算計画をしている中間期に当たるもので、65 歳以上の人口の推移が当初の見込みより約 50 人減ったのと、介護サービス利用者も当初の見込みより約 65 人減ったため、また、要介護状態にならないよう健康で長生きしていただくためにしゃきっと教室や、社協では各地区でサロンの実施をしていたり、高齢者の集まる場を提供できているのも要因の一つかと考えているとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第 10 号 令和 7 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

負担金が増額した要因について質疑があり、約 100 人程度被保険者が増加したためとの答

弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第18号 河合町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例の全部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

第6条及び第7条に記されている相当の猶予期限の期限について質疑があり、それぞれ約1か月程度と考えている。また、第11条に記されている正当な理由なく必要な措置を講じなかった所有者等の正当な理由について質疑があり、過料に処する前に事情等を確認し、それが正当な理由かは法務管理主任や顧問弁護士等に相談し、決定するとの答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は2名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第21号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

この改正で賦課限度額の影響を受ける世帯数と子ども・子育て支援法に対する賦課の該当者数について質疑があり、賦課限度額の影響分で費用は65万円から66万円に上がったことに対する影響は1世帯で39万4,500円の試算、24万円から26万円に上がったことに対する影響は8世帯で79万1,400円の試算となり、子ども・子育て支援法に対する賦課の対象人数は2,924人の試算との答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第23号 河合町介護保険条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

この改正は、本来、減免を受ける際には本人からの申請が必要であるが、自動的にシステムで減免の取扱いをするのかとの質疑があり、今回の税制改正の影響によって想定外で介護保険料は上がることになるため、本人の申告を待たず減免ができるよう条例改正を行ったとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第25号 工事請負契約の変更契約の締結については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

変更契約の内訳である安全対策費で示されている照明設備と防犯カメラなどは工事後も残置されるのかとの質疑があり、設備は全てリースとなっており、工事完了後は全て撤去するとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第8号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第8号 令和7年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については可決されました。

議案第9号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第9号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

（「議長、9号」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議案第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第9号 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算については可決されました。

議案第10号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(正田俊文) 全員であります。

よって、議案第10号 令和7年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については可決されました。

議案第18号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(正田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第18号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第18号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(正田俊文) 全員であります。

よって、議案第18号 河合町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例の全部改正については可決されました。

議案第21号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「議長、討論お願いします」と言う者あり)

○議長(正田俊文) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 反対討論させていただきます。

この条例は、国保税の中に子ども・子育て納付金の徴収を明記するものであります。その根拠法は子ども・子育て支援法によるとなっております。しかし、一方で地方税法の中にはこの子ども・子育て納付金については明記はされておられません。そもそも国保税は、国民の保健の向上のため療養の給付の財源とするものです。国保税として徴収して他の事業目的のために使おうという徴税方法は、本来、問題があると思います。このような方法が認められると他の税にも適用されかねないと思います。また、住民にとっては増税となります。

この子ども・子育て納付金の保険料率は、令和9年以降2年間は増える計画ともなってお

ります。このような国保税の趣旨と違う条例改正は認め難く、反対とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） これで討論を打ち切ります。

これより議案第21号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第21号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第21号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については可決されました。

議案第23号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第23号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第23号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第23号 河合町介護保険条例の一部改正については可決されました。

議案第25号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第25号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第25号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第25号 工事請負契約の変更契約の締結については可決されました。

◎議案第 11 号から議案第 16 号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第14、議案第11号、日程第15、議案第12号、日程第16、議案第13号、日程第17、議案第14号、日程第18、議案第15号、日程第19、議案第16号を予算審査特別委員会に付託しておりますので、梅野美智代予算審査特別委員長より報告を求めます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野委員長。

○3番（梅野美智代） 去る3月4日の本会議において、当委員会に付託されました議案第11号から議案第16号までの6議案について、3月11日においては午前9時30分から午後5時40分まで、12日においては午後1時30分から午後5時30分まで、16日においては午前9時30分から午後5時の約2日半をかけて委員会を開会しましたので、その結果について報告します。

また、採決におきましては、オブザーバーであります議長及び委員長を除く10名で行いました。

議案第11号 令和8年度河合町一般会計予算については、審議の結果、賛成5名、反対5名の同数となったため、委員長採決で可決することに決しました。

議案第12号 令和8年度河合町国民健康保険特別会計予算について、審議の結果、賛成8名、反対2名の賛成多数で可決することに決しました。

議案第13号 令和8年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、審議の結果、賛成8名、反対2名の賛成多数で可決することに決しました。

議案第14号 令和8年度河合町介護保険特別会計予算について、審議の結果、賛成8名、反対2名の賛成多数で可決することに決しました。

議案第15号 令和8年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について、審議の結果、賛成8名、反対2名の賛成多数で可決することに決しました。

議案第16号 令和8年度河合町下水道事業会計予算について、審議の結果、賛成2名、反対8名の賛成少数で否決することに決しました。

以上、当委員会に付託されました議案第11号から議案第16号までの審議結果について報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第11号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご

異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 坂本さん、討論ですか。はい、討論。

坂本議員。

○6番（坂本博道） 年度の当初予算は、多くは継続事業など必要なものであると思っております。しかし、河合町政の新年度の政治的なまさに方針を示すものであり、それへの態度は基本的には全てお任せするかどうかということになってしまいます。その上で、補助金活用であるが、全額無償化された小学校以外でも、給食費への補助制度の継続や新しい施策など評価すべき点も当然入っております。

しかし、全体としては、前年度比で1億3,000万円余り増える自主財源、下水道料金値上げで減額される下水道会計の3,700万円の繰出金の減額、令和7年度の地方債繰上償還で約6,000万円減額される公債費、そして9億円余りの財政調整基金など、どう活用するかが問われていると思っております。その点で、財政調整基金を活用して令和8年度公債費を3億5,000万円繰上償還することが大きな特徴となっております。

その一方で、五、六百万円もあれば実現できる高齢者のインフルエンザ予防接種の無料化は結局実施されないような状況にもなっております。また、休止されているまほろば文化会館の再開に向けた予算はゼロということであり、住民に寄り添った財源の使い方が問われていると思っております。そして全体としては、暮らし、医療・介護、子育て、安全など財政状況の厳しさはあるとはいえ、住民の願いを反映して国・県の制度の不十分、悪いことを超えるものにはなっておりません。

以上より、当初予算としては全てお任せすることはできず、国・県依頼でなく安心して住み続けられる河合町づくりの立場からも、この令和8年度一般会計当初予算案は認め難く、反対とさせていただきます。

なお、年度途中の補正予算については、運営上、実務的な補正が必要な場合、当初予算に反対したからといって今後も個別には判断していくという立場であるということは申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

なければ……

（「議長、賛成討論」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 令和8年度の一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

本予算は、町長が示された施政方針に基づき、次なる飛躍への基盤づくりという方針の下、財政再建を着実に進めながら住民サービスの維持向上を図る極めてバランスの取れた内容であると評価いたしております。特に、子育て・教育環境の充実、防災・減災の強化、そして地域経済の活性化、さらには観光課を通じた町の魅力発信、それらの施策は本町の将来を見据えた重要な投資であります。また、厳しい財政状況の中であっても選択と集中を徹底し、実効性の高い施策に重点を置かれている点は高く評価されるべきであります。

今後は、本予算の着実な執行を通じて町民の皆様にその成果を実感していただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「はい、議長」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 私からは反対の立場で討論させていただきます。

令和8年度当初予算の額は86億6,000万円、そして令和7年度予算の繰越明許費が7億1,461万9,000円、合計で93億7,461万9,000円となり、近年の中で最大に近い予算額と認識しております。

予算の内容について、修正していただきたい点は多々あります。総体的に申し上げますと、予算案歳出款別内訳、款ごとの予算ですが、バランス感覚の欠如した、さらにもっと公平性を高めた予算編成にすべきと考えます。普通建設事業費の中に何点か屋根の上に屋根をかけるような事業費が含まれているように思います。

よって、議案第11号 令和8年度の一般会計予算案に反対の意思を表明いたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

なければ討論を終結します。

（「議長」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 賛成討論させていただきます。

私としましては、予算審査の際にも賛成させていただいているんですけれども、審査を通して感じたところとしましては、総括として申し上げます。非常に財政状況を鑑みて、身の

丈に合った形で予算編成をされたなど。もしかすると、心情的にはよくつくったなという形の予算編成の形であったと初めて思いました。

しかしながら、注文をつける形で申し上げますが、審査の際にも申し上げたとおり、投資的な事業に実際の河合町の職員さんを割くという形のものを数年続けています。それによって、本来基礎的に経常的に行う業務に差し障りが出ている状態、かつ多大なる残業時間、もう既にこの来年度の予算案に計上されているぐらい、その形の状況というのは非常に憂慮する状況であります。そういったところについては、今後、例えば外部委託も含めて投資的な事業については本来である経常的な業務の負担にならないように、影響が出ないような形の予算執行を行っていただきたい。

チャレンジするのは否定しません。しかしながら、本来すべき業務に差し障りが出るほど疲弊するような形、そういった町の執行状態、町政の執行状態というのは私としては望んでおりません。そこを踏まえて来年度、行政執行していただければと感じているところでございます。

以上で賛成討論とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第11号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 賛成多数でございます。

よって、議案第11号 令和8年度河合町一般会計予算については可決されました。

議案第12号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 討論ですか。

坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

国保県一体化が行われて3年目の予算となりますが、引き続き、独自の軽減措置などを認

めないような制度のままです。今回の予算では、本体部分は値上げしない案ですが、子ども・子育て納付金の新設で増税となる予算となっております。そもそも療養給付の財源である国保税に本来関係ない施策の財源を徴収させることは重大な問題だと思います。

また、保険証廃止後もマイナ保険証を所持しない住民は町内でも推測では4,500名余になります。資格確認書も期限付の措置であり、全員を対象としたものともなっていません。その上で、基金は県国保で45億円余り、河合町国保でも3億円余りあります。一定の基金繰入れ等もありますけれども、負担軽減など新たな活用も何ら含まれておりません。

そういう意味で、国・県言いなりの運営を前提とした予算であり、反対とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第12号 令和8年度河合町国民健康保険特別会計予算については可決されました。

議案第13号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「はい、議長」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 討論ですか。

（「はい、討論で」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、反対討論させていただきます。

この事業は、令和7年2月以降、河合町が管理、回収を行っています。今回の予算審査特別委員会での資料でも件数は17件、金額的には約6,140万円となっています。残りの回収について具体的な計画を立てることが必要です。また、回収のための体制はどのようになっているのか、研修も開催されているとは聞いていますが、計画や見通しはどのようになっているのか、

るのかを明らかにすべきです。残債権について曖昧にせず、確実にスピード感を持って進めていくことを求めて、反対討論いたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第13号 令和8年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については可決されました。

議案第14号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「議長、討論お願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 討論ですか。

（「はい」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

今回の予算は、介護保険料の大幅な引上げを実施した第9期介護保険事業計画の3年目となる予算です。単年度収支だけ見ると当初計画とも乖離をしている部分がありながらも、そのままの予算ともなっております。また、身体動に合わない介護認定とか生活援助への締めつけ、さらには訪問介護の報酬引下げで介護事業所の閉鎖が相次ぐなど、介護の社会化と逆行した状況にもなっているのも現状です。そして、次期計画までには予防事業の保険外しの拡大やケアプランの有料化、また2割負担などの制度改革を進める動きも続いております。

制度そのものもやっぱり問題を含んでいるという中での予算であり、チェックするという意味からも、本予算には反対をさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第14号 令和8年度河合町介護保険特別会計予算については可決されました。

議案第15号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「はい、議長」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 討論ですか。

（「はい」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 討論、馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 反対討論させていただきます。

この制度は平成20年4月から導入されました。高齢者を年齢で区別するという本質的な問題は変わりはありません。対象者が年々増えていく傾向にあります。友人との会話で、幾つになったか年齢を言わず「後期高齢者だよ」と言う、後期高齢者が流行語になるかと思うような会話が交わされます。その後はやはり健康のこととなります。高齢者が地域社会の中で自分らしく生き生きと暮らしたいと思う気持ちは大切で、努力されていますが、後期高齢者の健康を守る健康診査は欠かせません。特定検査の検査項目と同様の内容で実施されていますが、自己負担が伴います。自治体独自の努力でなくしているところもあります。この制度とは関係ありませんが、高齢者の健康を守り、健康に暮らせるまちであるためにも、高齢者のインフルエンザの接種の無償化もすべきではないでしょうか。

高齢者が大切にされ、生き生きと暮らし社会参加をしている姿を見て、若い世代にも安心して暮らしていけると思ってもらえるのだと思います。高齢者が引き籠もり独りで暮らしているまちよりも、笑顔で明るく友達と交流している、社会参加をしている河合町であってほしいと思っています。

また、広域連合の構成人数や仕組みを見ても、高齢者の声が届くのは困難で、運営も不透明です。

高齢者が生き生きと社会参加をして豊かに暮らせるような、経済負担を軽減し健康を守る

施策を進めるよう求めて、反対討論といたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第15号 令和8年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算については可決されました。

議案第16号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり。討論お願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 討論ですか。

坂本議員。

○6番（坂本博道） 自分のほうからは賛成討論としてさせていただきます。

令和7年度予算の際、昨年度、今年と同様な方法での予算であった中でも賛成をさせていただきました。しかし、その後6月定例会で下水道料金の値上げの条例改正が出され、この時期の住民負担は抑えるべきということで反対をしました。その後、今年1月から値上げが実施され、今回の予算は値上げに反対した下水道料金を前提とした予算であるということから、住民も態度の整合性を分かりやすくという思いもあって委員会では反対をしたところで

す。

しかし、改めて去年と同様な本来は基準であるということも含め、そういう点で総合的判断をして、今回、予算については賛成とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 反対です。反対討論をさせていただきます。

予算審査中、多くの時間を使って、疑義を晴らすという意味合いで質問を何度も繰り返させてもらっているんですね。その中で答えが得られないという形のものは、やはり構造的な

何かがあるんだろうと推量するところの部分、それを踏まえて反対したいところではあるんです。

加えて、これ明確な反対理由として申し上げます。延滞金の滞納の徴収についての取組について、これ、過去に個別外部監査で指摘をされているわけですね。それに対して遅々として全く着手しない。その理由が、奈良県内で着手しているのが、その滞納についての徴収ですね。1市のみだからと。それが理由ですか。それが理由では、私は明確な理由にはならないと思います。1市しかしていないから徴収していません、ですからうちではやらないんです、そんなことでどうするんですか。すべきことはすべき、そのように判断して事業執行すべきことだと思います。

また、それについて、来年度の予算案の編成においてもその方針が示されておられません。徴収していくと、調査していくと、踏み込んだね。それがなかったことが非常に残念です。

よって私、この事業については反対の意思を表明させていただきます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、私のほうからは取りあえず賛成という形で討論させていただきます。

委員会では反対させていただきました。その大きな理由としては、やはり公務員というのは法律を守って仕事するのが公務員です。河合町の仕事というたら法律を無視しています。督促を取らない、延滞金も取らない、これは個別外部監査するまでは分らなかったです。役場はきっちり仕事してくれているものと思っていました。当然、下水の使用料というのはもうこれ受益者負担です。使ってんねんから払ってもらうのは当たり前。この世界で滞納者に対して何ら処分せず、普通に真面目に払っている人と同じ取扱いをしている。その指摘を受けてからでも一向に改善のあれが見られない。おまけに滞納で何百万円なり何十万円たまっていたお金、この分に対してもそれなりに動いて回収に努力していたかという、そこもはっきりしない。だから、本来ならもう問題外の話です。

ただ、今回、今の時代、企業団との関係もあるので、河合町単独で正義感を持ってやれるのかというたら、ここもちょっとクエスチョンの部分があります。ただ、年内に定期的に企業団と話をして、どういうふうな方向になったか、それを報告してください、改善の。そうでないと来年はもう予算を上げてくる以前の話になると思いますよ。

だから、私としては下水の事業のことにしましては全く素人なので、ここは意見を言えません。ここはもうプロの河合町に任せるしかない。ただし、使用料については当然公平性の観点から誰で分かる話です。滞納しているのに処分しない、無理して一生懸命払っている方と、やっぱりおかしいと思うでしょう、普通は。そこらのもっと職員としての使命感を持ってやってもらわないと、もう本当に河合町の職員というのはその辺の法令順守が徹底できていない。

だから、この辺を踏まえて町長以下副長、副長もあれですけども、教育長、しっかりとその辺の意識改革をやった上でという条件で、今回だけは賛成させていただく方向にさせてもらいます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

大西孝幸議員。

○9番（大西孝幸） 賛成討論させていただきます。

予算審査特別委員会では反対しました。その中で、延滞金の部分についてもシステム的にできるかどうかという質問をさせてもらいまして、その答えはまだもらっていませんけれども、公平性に関しては課題があると私も思っています。ただ、災害対策等のインフラ整備ということを考えると今回賛成するしかないかなということで、賛成討論させていただきました。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「議長」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 私からは反対の討論をさせていただきます。

下水道管きょ耐震工事発注方法について、先ほどご説明、再説明がありましたが、まだ疑義が払拭できません。この点により、今回、予算案には反対とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「はい、議長」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 私は賛成の立場から討論させていただきます。

下水道は、町民の生活環境と安心・安全を支える重要な基盤でございます。老朽化が進む中、計画的な維持管理と更新が不可欠であります。本予算は、限られた財源の中で必要な整備を着実に進めようとするものであります。その姿勢には大変評価できるものを感じております。

今後は、人口減少等により経営環境の厳しさも増してくることから、効率的な運営と住民の皆様にとっても分かりやすく丁寧な説明が求められてくると思います。その辺を徹底していただいた上で、私のほうからすると本予算案に賛成させていただきます。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私のほうからは賛成討論させていただきます。

先ほどからも入札の仕組み等という話も出たんですけれども、私が思うところは、やはり反対されている方も多々おられますけれども、一つにまとめて大きなゼネコンさんと言われるようなところに発注すれば町職員の負担は減ります。ただし、そのときのデメリットとして、やはり地元、納税をしていただいている、河合町に。その事業者を育てるという観点からはちょっとマイナス要素が発生するのではないかなと私は危惧しております。そういう意味で将来的には、それですけれども、少し。電子入札というようなやはり皆さんに対して開かれた、そういう透明性のあるものを追求していくということに期待して、私は賛成したいと思います。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は否決です。したがって、原案について採決いたします。

議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 賛成多数でございます。

よって、議案第16号 令和8年度河合町下水道事業会計予算については可決されました。

◎同意第1号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第20、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより同意第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意されました。

◎同意第2号の採決

○議長(疋田俊文) 日程第21、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより同意第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意されました。

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長(疋田俊文) それでは、理事者の方より追加議案、同意第3号の1同意について提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長(佐藤壮浩) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 佐藤副町長。

(副町長 佐藤壮浩 登壇)

○副町長(佐藤壮浩) それでは、本定例会に追加案件として上程いただきました同意第3号についてご説明いたします。

同意第3号 副町長の選任についてでございます。

このことにつきましては、松山善之氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、経歴書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（疋田俊文） 日程第22、同意第3号 副町長の選任についてを議題といたします。

これより同意第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり採決するに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第3号 副町長の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議員発議第1号の上程、説明、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第23、議員発議第1号 河合町議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、所定の賛成議員があります。

提出者の佐藤利治議員、説明を求めます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 河合町議会基本条例の一部改正について。

河合町議会基本条例第28条、危機管理の一部改正を行うことに至った背景には、南海トラフ巨大地震がいつ発生しても不思議ではない状況にあることによる。具体的には、2025年9月に政府の地震調査委員会が南海トラフ巨大地震の今後30年以内の発生確率を従来の80%程度から60%から90%程度以上に改定している。

条例改正の目的としては主に2点、1点目、議会は大規模災害など不測の事態が発生しても、二元代表制の趣旨にのっとり、議事議決機関、住民代表機関として、議会機能の的確な維持に努めなければならないこと、2点目、災害に議員が迅速かつ的確に活動するためには

議員の活動を明記する必要があること、以上の２点は東日本大震災を教訓としたもので、全国的にも、自治体の議会基本条例見直しの際には災害時の議会対応として新たに規定を追加する自治体が増えている。

以上のことから、河合町議会会議規則第13条の規定に基づき、令和８年３月定例会において河合町議会基本条例の一部改正を発議するものである。

なお、この条例は令和８年４月１日から施行するものです。

令和８年３月18日、奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して採決を行いたいと思います。

議員発議第１号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議員発議第１号 河合町議会基本条例の一部改正については可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（疋田俊文） 日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から議会規則第73条の規定により、本会議の会議日程等議会の運営に関する事項について、閉会中もこれを継続していきたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

◎新旧副町長の挨拶

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程は全て議了いたしました。

ここで、3月31日に任期を満了します佐藤壮浩副町長より退任の挨拶をお願いしたいと思います。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤壮浩） ただいま、議長並びに議員の皆様方からのご配慮によりまして挨拶の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、私は今年度末をもちまして副町長の職を退任することとなりました。2年7か月もの期間、皆様には多方面でご指導を賜り、心から御礼申し上げます。ありがとうございます。今後も、河合町で得た経験とご縁を大切にしていきたいと考えておる次第でございます。引き続き、ご指導、ご鞭撻をいただければ幸いです。

また、先ほどご同意いただきました松山新副町長に対しましても、私以上のご厚誼を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

最後になりますが、議員の皆様方のご活躍と河合町のさらなる発展を心より祈念申し上げまして、私の退任の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（疋田俊文） ありがとうございました。

続きまして、先ほど皆様方に同意を得ました次期副町長に就任されることになりました松山善之氏が来られておりますので、登壇の上、挨拶願います。お入りください。

（松山善之 入室 登壇）

○（松山善之） 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま副町長の選任にご同意を賜りましたことを心より御礼申し上げます。ありがとうございます。身に余る重責をお預かりすることとなり、その使命の大きさに改めて身の引き締まる思いでございます。

私は、22歳で奈良県庁に奉職して以来、38年にわたり行政の現場に携わってまいりました。その中で培ってまいりました経験や多くの方々とのご縁は、私にとってかけがえのない財産でございます。今後の職務にしっかりと生かしてまいりたいと考えております。

しかしながら、これまでの経験にとらわれ、この町を理解したつもりになることがあってはならないと強く自戒をいたしておるところでございます。町で働くのは初めてでございます。

河合町が大切にされてこられた歴史や文化、そして積み重ねてこられた取組に謙虚に学び、

敬意を持って向き合うことが私の出発点でございます。まずは町の現状をしっかりと受け止め、職員の皆さんの声に耳を傾けながら、一つ一つ仕事に誠実に取り組んでまいります。

副町長の役割は、町長を支え、職員と共に町政を着実に前に進めていくことだと考えております。森川町長の下で、若者と高齢者、そして現役世代が共に安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、誠心誠意努めてまいります。

また、議員の皆様におかれましては地域の実情を最もよく御存じの立場でいらっしゃいます。今後は、議会の皆様のお考えをしっかりと伺いながら町政の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。

微力ではございますが、河合町の発展のために全力で取り組んでまいります。今後ともご指導を賜りますよう心からお願い申し上げます。

○議長（疋田俊文） ありがとうございます。

退室のほうを願いたいと思います。

（松山善之 退室）

◎閉会の宣告

○議長（疋田俊文） これをもって、令和8年第1回定例会はただいまをもちまして閉会いたします。

閉会 午前11時05分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 長谷川 伸 一

署 名 議 員 杵 本 光 清